

3. 緊急性が高く、分離保護が必要な場合

(1) やむを得ない事由による措置

① 法的根拠と法の解説

- 介護保険サービスの利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などは、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るため、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。
- 通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第 10 条の 4 (居宅サービスの措置)、第 11 条第 1 項 (養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託) の措置を講じます。
- 「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるものです。なお、利用できるサービスは以下のとおりとなります。
 - ◆ 訪問介護・通所介護
 - ◆ 小規模多機能型居宅介護
 - ◆ 特別養護老人ホーム
 - ◆ 短期入所生活介護
 - ◆ 認知症対応型共同生活介護
 - ◆ 老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています。(特別養護老人ホームを除く)

A.65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※) 政令に定める「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

B.65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合(「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成 18 年政令)により老人福祉法施行令を改正して規定)

C.老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」ではないが、養護老人ホームに措置することもあり得る。

②やむを得ない事由による措置の要否の判断

<養護者との分離>

- 高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが見られる場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。
- 高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができる、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

<対応体制>

- 事例によっては可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要となります。
- 休日や夜間に関わらず、できる限り速やかに対応することを原則とします。

<保護・分離の手段>

- 契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）
- やむを得ない事由等による措置（特養、養護への措置入所、短期入所等）
- 医療機関への一時入院
- 市町村独自事業による一時保護など

※老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できます。

※老人福祉法施行令に規定していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨となります。

<「やむを得ない事由による措置」の配慮事項>

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置します。
- 措置の際、**養護者の同意は必要とせず、措置先を養護者に伝える必要はありません。**
- 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- 本人が措置費用を負担できない場合でも措置が可能です（69ページ参照）。

【参考】やむを得ない事由による措置に関するQ&A

● 高齢者本人が明確に分離を拒否している場合であっても、コアメンバー会議で「生命または身体に重大な危険が生じるおそれがある」と判断した場合、やむを得ない事由による措置を行うことは可能でしょうか。

→ 高齢者本人に判断能力があって、明確に分離を拒否している場合、やむを得ない事由による措置を適用しての分離はできません。その場合、粘り強く接触を続けて、高齢者本人の理解を求めていくことが重要です。

● 養護者や家族に措置先を伝えなければならないのでしょうか。

→ 本人を保護するために分離措置をするわけですから、保護にマイナスになるようなことをすべきではありません。虐待している養護者に措置先を知らせれば、養護者が措置先の施設を探し、高齢者本人と施設が混乱する恐れがあります。

また、家族のなかで、本人保護のための分離措置に賛成してくれている方にも、家族間のやりとりまで制限することができないため、組織的に検討することが必要です。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、中央法規出版、2011、129p.

③ やむを得ない事由による措置の実施手続き

- やむを得ない事由による措置の実施手続きを行う部署が高齢者虐待担当部署と異なる場合、当該部署に措置の実施手続きを依頼します。
- 措置の適用による養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所の場合、その緊急性の高さから、通常とは異なる実施手続きが可能であることから、高齢者虐待担当部署と措置の実施手続きを行う担当部署との間で、措置を迅速に実施できるルールをあらかじめ整備しておきます。

【積極的な措置権限の行使が求められる状況】

- ① 「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合（高齢者の判断能力は問わない）
- ② 高齢者の判断能力が乏しく、養護者がサービス利用を拒否する場合
例）・緊急性はないものの、認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思確認ができず、かつ、養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合。
- ③ 経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
例）・高齢者の金銭管理能力が低下し、養護者が金銭管理を行っている状態で、高齢者の生活に必要な医療・介護等のサービスが受けられていない、適切な食事が提供されていない、等の場合。
・高齢者に判断能力はあるが、経済的虐待があつて、介護保険制度によるサービス利用の利用者負担を支払うことができない場合。
- ④ 高齢者が仕返しや暴力を恐れて自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）
例）・高齢者に判断能力はあるが、養護者の虐待をおそれ、あるいは養護者のことをかばい（共依存の場合も）、サービス利用を拒否する場合。
・施設や介護保険サービスへの無知や偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否する場合
- ⑤ 面会制限の適用が必要な場合
例）・高齢者自らが養護者等との分離を望んでいるにもかかわらず、養護者の過去の言動から、高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合
※①～④は老人福祉法第10条の4、第11条第1項すべてに該当する状況。
※⑤は第11条第1項に該当する状況。

養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置について

○老人ホームへの入所措置等の指針について(平成18年3月31日老発第0331028号構成労働省老健局長通知)(抜粋)

第3 入所判定委員会の設置

3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者等に対する支援に関する法律第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく、入所措置を行うことができるものとする。

④やむを得ない事由による措置の費用

- 措置に関する介護費は、要介護認定の結果に基づき、介護報酬の9割相当分は介護保険給付が行われます(保険給付不可の場合は9割分を措置費として支弁)。
- 1割の自己負担額相当分を措置費として支弁し、高額介護サービス費対象額を除

「平成12年3月7日開催 全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料」(抜粋)

3 平成12年度以降の措置の取り扱いについて

(3) 措置の場合の費用負担関係

ア 特別養護老人ホーム

「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに措置された者の費用負担については、9割(+食費)相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの1割(+食費の標準負担額)相当分について、措置費を支弁することになる。(改正後の老人福祉法第21条の2)

老人福祉法第28条に基づく費用の徴収については、この1割程度相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととする。

(保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収を同一水準とする。)

イ 在宅サービス

基本的に特養の場合と同様、9割相当分は介護保険給付が行われ、1割相当分について措置費を支弁した上で、この1割相当分を費用徴収することになる。

(市町村が一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。)

き、食費負担額を加算した額を本人の負担能力を考慮したうえで、本人に請求します。

※介護 本人負担1割 できる場合

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担		保険給付9割
	本人負担+措置費=1割		保険給付
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担	措置費	保険給付9割
	措置費1割		保険給付
生活保護相当の場合	措置費		保険給付
	本人負担なし		

- 介護保険給付を受けられない場合は、介護報酬の9割相当分を措置費として支弁します。

※介護保険を利用できない場 措置費9割

一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担1割		措置費9割	
	本人負担+措置費=1割		措置費9割	
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担	措置	全額措置費	措置費
	本人負担なし		措置費	

出典：神奈川県「高齢者虐待防止マニュアル(養護者による高齢者虐待対応：別冊)」P24・25 から一部修正

⑤措置を実施した後の支援

- 措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つです。
- 施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになるので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要となります。
- 保護された高齢者が特に介護の必要がなく自立している場合などには、高齢者施設的环境になじめないことも予想されます。可能な限り高齢者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。
- 安全・安心な施設での生活は高齢者にとって生活意欲増進が予想されます。そのため、「自宅に帰りたい」といった意向が見られる可能性があるので虐待解消に向けた取り組みを同時に行います。

- やむを得ない事由による措置に伴って面会制限をした場合には、その解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催します。
- 後見人が選定された場合、一律に契約による介護保険サービスの利用（以下「契約」という。）に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要となります。
- 年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、高齢者の預金口座を変更するなど関係機関との連携が必要となります。
- 家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。
- 養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要となります。
- やむを得ない措置実施後の支援について、以下の課題と観点も指摘されています。

措置実施後の課題	課題の具体的内容(例)
契約への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等の関わりを見守りながら、契約につなげていくことが課題。 ・成年後見人をつけ、契約に切り替えることを検討。 ・家族が支払いについての約束を守らないため「措置入所」となった事例で、措置費請求に対する対応を観察した上で、契約への移行を考える。
成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・家族に疾患による心身問題がある場合、任意後見契約等の利用検討。 ・成年後見人をつけても、虐待者が握っている金銭を取り上げることに混乱が予想される。
虐待者からの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者が障害を持っているため、特に面会の際の対応が難しい。 ・虐待者に本人の居場所を教えないようにするなどの徹底した対応が求められる事例がある。 ・虐待者は、本人の養護をしていたと主張し、措置を不服としている。
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患等を有する家族（虐待者含む）に対する支援（精神障害所管課等との連携による処遇）。
経済的虐待の再発防止や金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・年金担保貸付金によって経済的虐待があった事例で、償還完了を機にふたたび再燃するおそれがある。 ・今後の金銭管理について、（虐待者以外の）家族に任せるべきか、第三者の後見人を選任すべきか、見極める必要がある。
本人の費用負担能力	<ul style="list-style-type: none"> ・所持金が少ないために今後の入院等の費用負担に懸念がある。 ・生活保護を受給する場合は、関係機関と連携をとっていくことが課題となる。

やむを得ない措置実施後の支援の観点(例)
<p>1 契約への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族の同意を得て契約によるサービス利用に切り替える。 ・認知症等により本人の判断能力が欠けている場合には、成年後見制度の活用により本人意思を代理できるようにし、契約への移行を図る。 <p>2 虐待者からの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的虐待の場合や虐待者と被虐待者が依存関係にある等の場合は、虐待者が本人の連れ戻しを図ることがあるため、居場所を教えない、施設の対応を厳戒にする等の保護を行う。 ・関係機関との連携や協力により連れ戻されないための支援方針の共有を行う。

3 虐待者のフォロー

- ・措置の実施に虐待者が納得していない場合等においては、家族分離によって虐待者が精神的に不安定になることもあるため、虐待者の介護に関する負担、不安、不満を解決するための支援や現在の気持ちの整理などフォローを十分に行う。
- ・虐待者からのクレーム、苦情等についても一定の方針・ルールを持って対応する。

4 家族関係の修復

- ・入所等の場合には、措置による分離で終わらせるのではなく家族関係の修復、それにより家庭生活への復帰に向けた家族関係調整が必要である。
- ・虐待者以外の家族や別居親族からキーパーソンを探し出す等して調整を図っていくことも可能。

⑥措置解除の判断と契約の履行

<家庭へ戻る場合>

- 関係機関からの支援によって養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要となります。

※ 措置期間中に、関係者と情報共有を図るとともに、高齢者本人、養護者等と面会などを定期的に行うなどの取り決めをし、家庭の生活状況、それぞれの心身状況などにも配慮し、必要に応じて社会資源情報の提供を行います。

- 措置の解消は、関係者を含む会議や面会状況などの情報をもとに、コアメンバー会議で検討します。
- 高齢者本人、養護者等の生活状況を踏まえて段階的に措置解消を進めていくことも検討します。
- 支援状況だけではなく、虐待の原因となる課題などの解決が図られた、または、解決に向けて順調に支援が進められているかについても検証します。

<介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合>

- 養護者等からの虐待や無視の状況から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になるケースもあります。
- 成年後見制度等に基づき、本人を代理する成年後見人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約ができます。

(2) 居室の確保

① 法的根拠と法の解説

- 市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講じます。

(第 10 条)。

- 高齢者虐待防止法第 14 条第 2 項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期療養するための居室を確保して対応する方法も考えられます。なお、地域医療介護総合確保基金において、緊急ショートステイの整備に対しての支援も対象となります。

② 定員超過の取扱い

- 介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象となりません。

(指定基準の取扱い)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)(抄)第 25 条

・指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬の取扱い)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号)第 2 の 1 (3) ⑤

・災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

(3) 面会制限

① 法的根拠

- 高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができます。(第13条)
- 分離保護の措置を受けた高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると、虐待を受けた高齢者は、さらなる精神的ダメージや、養護者が高齢者を自宅に連れ帰り、虐待が再開する可能性があります。
- 養護者からの依頼で親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す等の可能性もあります。市町村は施設長と連携の上、本条に基づき面会を制限することができます。
- 施設も、独自の施設管理権に基づき面会を拒絶することもできます。
- 虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担となるので、注意が必要となります。
- 原則として虐待対応における面会制限は行政責任で行います。
- 面会を求める養護者等には必ずしも「高齢者と面会をする権利」があるものではないことを前提に、市町村の権限と施設管理権を活用し、市町村と施設が密接に連携したうえで保護場所の秘匿を含め、慎重に対応します。

②面会制限の要否の判断

- 面会制限や高齢者の分離保護先を秘匿するかどうかの決定は、市町村の判断と責任で行います。
- 高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することになる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討します。
- 面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間を定め、見直す時期を定めておきます。
- 面会制限の要否は、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホーム等に入所を依頼することと直接的な関係があるため、措置の適用とともに市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断します。

【参考】面会制限を行うことが望ましいと考えられる例

- 保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合
- 情報の収集が不十分で、虐待に関する事実確認が不十分な場合や、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報が揃うまでの一定期間
- 高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に影響が及ぶと考えられる場合
- 養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合 など

③面会制限中の対応についての検討

- 虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極

め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先します。

※当該高齢者虐待を行った養護者以外の者が面会を求めてきた場合の対応においても原則の考え方は同じです。

<施設側の対応について>

- 高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望まれます。
- 入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市町村職員に面会の要望について連絡し判断をあおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けます。最終的な責任を負う市町村が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方で役割分担が適切です。
- 入所の有無についての問合せがあった場合の回答は、「いません」よりも「入所されているか否かはお答えできません」の方が適切です。

④面会制限の解除の判断

- 高齢者の意思や心身の状況、高齢者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討します。
- これらの状況の評価は、評価会議で行います。

【参考】面会制限の解除が可能と判断する際に確認すべきこと

- 高齢者に、養護者との面会の意思があるか
- 高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか（養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないか など）
- 養護者の態度や生活態度が改善できたと判断できる根拠があるか。
※特に「高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているかどうか」については、施設側と密に連絡をとって判断する必要があります。

【参考】面会制限に関するQ&A(1)

- やむを得ない事由による措置を適用して高齢者を特別養護老人ホームに入所させた場合、養護者から高齢者が入所している施設を教えるように要求されることがありますが、どのように対応したらよいでしょうか。
→ 高齢者と血縁関係がある養護者であったとしても、個人情報保護法上は「他人」にあたります。養護者に対して高齢者の居場所を教える法的義務はありません。
養護者が面会に来る、あるいは連れ戻しに来る等の可能性がある場合、面会制限の判断がなされるまでは、養護者に高齢者の居場所を教えるべきではありません。

【参考】面会制限に関するQ&A(2)

●養護者や家族、親族が「身内だから」という理由で面会を強要してきた場合、会わせる必要がありますか。

→養護者や家族、親族であることを理由に面会を求めても、高齢者が養護者等と面会をすることで、高齢者への悪影響が予測される場合、そのような法的権利はないことを説明することが重要です。

●高齢者虐待防止法第13条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか？

→老人ホーム等の施設を管理している施設長は、施設を管理する権限を有しており、その権限に基づいて誰に対しても施設自体あるいはその一部への立入りを拒否することができます。施設長の指示に反して施設に立ち入ったときは、建造物侵入罪に該当する可能性があります。

高齢者虐待防止法は、高齢者を保護するため、養護者と高齢者とを分離し、特別養護老人ホームなどに措置した場合、市町村長または施設長は、虐待をした養護者と高齢者との面会を制限することができることを規定しています(第13条)。

この規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象にしていません。しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会をすることで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性も考えられます。そこで、施設長は、高齢者本人を保護するため、施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができます。結果、そのような人々との面会を制限することができます。

ただし、面会制限の要否の判断は、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべきです。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版,2011,139p.

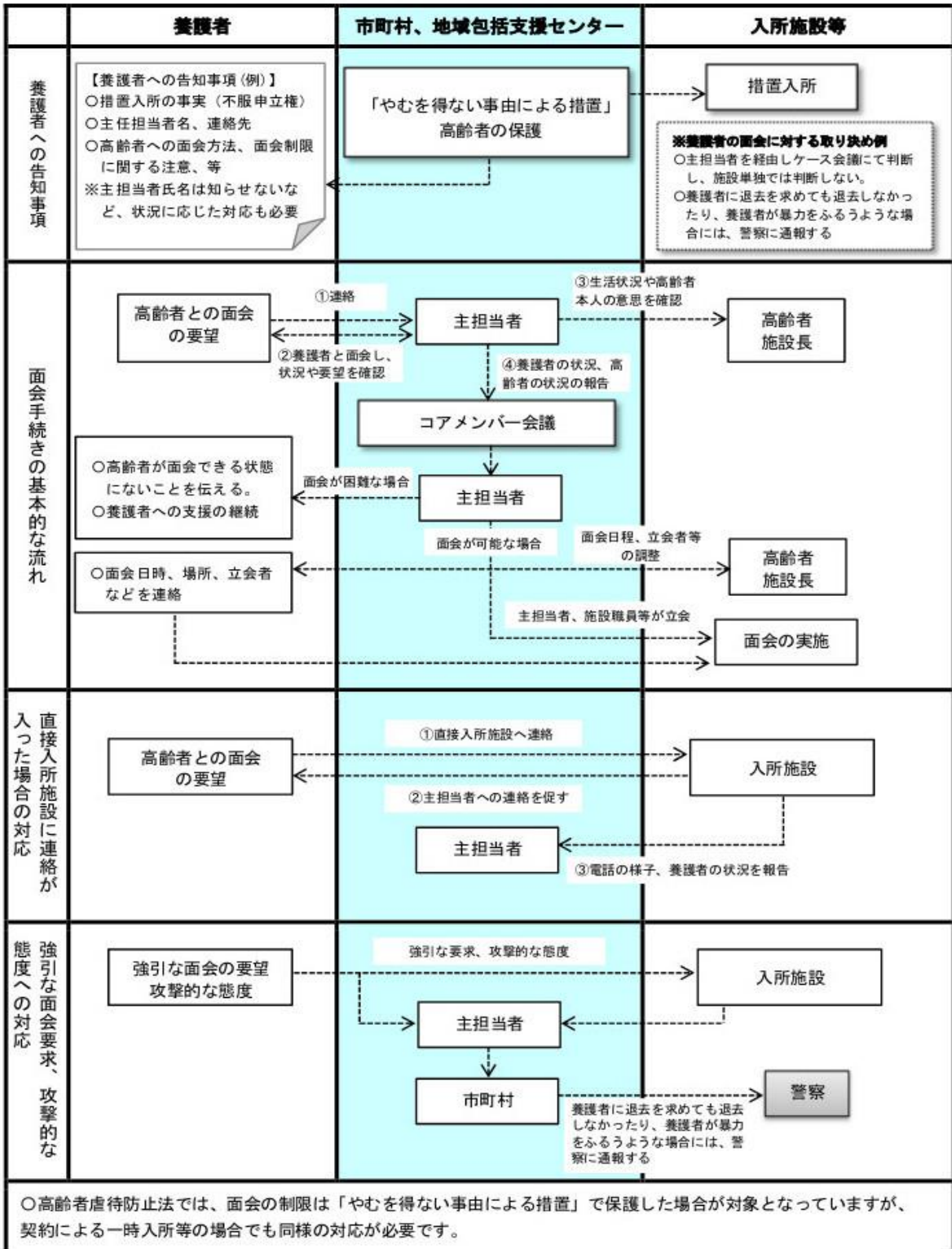
⑤面会制限解除後の面会方法の取り組み

- 面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

面会制限解除後も、市町村担当部署の職員や地域包括支援センターの職員等が同席する、面会時間を制限する、施設以外の場所で面会するなどの配慮は必要になります。

【参考】

措置入所者の面会に関する基本的な対応



出典:厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」P64

4. 対応段階

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。

(1) 対応段階の概要と範囲

①対応段階の概要

- 対応段階では、高齢者の生命・身体の安全確保を常に意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的です。
- 虐待と認定した事例に対して、

情報収集と虐待発生要因・課題の整理



虐待対応計画(案)の作成



虐待対応ケース会議(虐待対応計画案の協議・決定)



計画の実施



対応段階の評価会議



(評価の内容に応じて)必要な情報収集と整理



虐待対応計画の見直し～終結

という循環を繰り返す流れをさします。

②対応段階に該当する法的根拠

- 高齢者虐待防止法では、市町村が相談や通報、届出を受け付けた場合、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うことが規定されており（第9条第1項、第16条）、対応段階における市町村と虐待対応協力者による必要な協議、虐待対応計画の作成と実施、評価などの一連の取り組みをします。

③対応段階における情報収集・整理の2つの目的

- 『虐待発生要因の明確化』と、『高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化』を目的として情報収集を行います（初動期段階の事実確認と目的が異なります）。
- 虐待は、個々の虐待発生リスクが高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性のなかで相互に作用し合って発生します。

- まずは収集した個々の情報から虐待発生リスクを探り、次にそれらの相互の関係性、虐待の発生の要因を明確にすることで、虐待解消に向けた課題が明らかになります。
- 虐待発生要因を特定し、虐待が解消できたら、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極めます。
- 高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握します。
- 高齢者と養護者・家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析します。
- どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて虐待対応ケース会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。

(2) 情報整理項目と虐待発生リスク

① 高齢者本人の状況（情報と発生リスクの関係）

<基本情報>

- 虐待対応計画を立案・実施する上での基本的な情報。
- 初動期段階で、氏名や年齢が不明なまま、高齢者の安全確保を優先した対応を行っている場合もあるため、改めて基本となる情報を整理します。

<高齢者の意向・高齢者の置かれた状態>

- 高齢者本人から、今後の生活意向についての希望が発せられている場合、今後の対応方針を決める重要な手がかりとなります。
- 発言の背景には虐待を受けたことによる心理的な影響が継続し、健康状態が充分回復していない状態、養護者への恐れが継続している状態であることも考えられます。
- 高齢者の置かれた状態の初動期段階からの変化についても併せて確認し、その情報が信頼できるものかどうかについて判断する必要があります。

<高齢者の危機対応能力等>

- 危機対応能力等が低いと判断される場合は、対応段階であっても、引き続き常に安全の確保に留意します。

<本人の生活基盤（健康面・生活力）>

- 健康状態については、初動期段階での受診や診断の結果、どのような変化がみられたかについて、確認します。

<サービス・制度利用の状況>

- 現状の各種サービスや制度の利用状況を確認します。
- すでに、何らかのサービスや制度を利用している場合、それらの支援者・支援機関は、今後、虐待対応を行っていく上で、あるいは虐待解消後の継続的な支援を行っていく上でチームアプローチの構成メンバーともなります。

- 現状のサービス・制度利用状況を確認することで、今後の支援を通じて有効となるサービス・制度等を明らかにしていきます。

②養護者の情報（情報と発生リスクの関係）

<基本情報>

- 養護者の氏名・性別・年齢、高齢者の居所に対する希望（自宅または入所・入院など）について整理します。

<養護者の意向と状態>

- 今後どのような生活を送りたいのか、助けを求める人や場所があるのか、疾患の有無や介入拒否があればその理由は何かなどを整理します。
- 性格上の傾向やこだわり、対人関係、高齢者本人に対する恨みなどの人間関係の悪さがあれば整理します。

<養護者の生活基盤（生活力）>

- 就労状況、経済状況特に生活費をどのようにして賄っているのか、借金やギャンブルによるトラブルの有無、滞納、消費者被害、を整理します。

<養護者の介護負担>

- 介護意欲や介護技術・知識、疾病・障害・認知症に関する知識、介護期間、介護時間、平均睡眠時間、など介護負担にまつわる情報を整理します。

③家族関係

- 家族相互の関係について整理します。
- 家族間の関係性や行動パターンをみることは、虐待の解消に向けて、「家族」というシステムのなかで起こる悪循環や虐待解消に向けた介入のポイントを探る上で有効です。

④近隣・地域住民等との関係

- 関係の有無や具体的内容（良好なのか、険悪なのか、孤立しているのか等）、過去のエピソードなどを含め、本人・家族側、近隣・地域側のそれぞれの状況を確認します。
- 近隣・地域との関係が虐待発生の間接要因となることも想定され、また、高齢者が安定して生活を送るための環境を整えるための方針を決定していくうえで有効です。

⑤地域の社会資源

- 地域のなかには、高齢者の安心した生活に向けた環境整備という点から有効な資源があります。
- もしも、有効と思われる資源がない場合には、何らかの方法で創り出していくことも視野に入れる必要があります（そのためにも地域の社会資源について洗い出しておくことが有効です）。

⑥エコマップ(対応部署・機関の関係図)

- 高齢者本人と養護者を中心とした、家族や近隣、社会資源との関係を図示することは、登場人物の関係性や状況、つながっているサービスや不足している資源などを整理するうえで有効です。
- 初動期段階から対応段階へと、対応が進むにつれて関係が改善している様子も可視化できます。
- 今後対応にあたって関与を依頼する関係機関と、現状や目標、役割分担をより共有しやすくなります。

(3) 虐待対応計画(案)の作成

①虐待対応計画作成の目的

- 市町村が主催するケース会議における虐待対応計画の協議・決定、協力機関とのチームによる計画の推進は、第9条第1項、第16条の趣旨を具体化するものです(高齢者虐待防止法は、虐待対応計画の策定について直接規定しているわけではありません)。
- 虐待対応計画(案)の作成は、市町村担当部署と地域包括支援センターが連携して行います。
- 虐待対応計画の場合、要介護者からの依頼や契約に基づいて作成される居宅介護サービス計画等と異なり、高齢者の生命や身体、財産を守るために必要な対応を、市町村の責任において実施するために作成するものです。
- 虐待対応計画の作成にあたっては、高齢者の自己決定への支援、高齢者と養護者の利害対立への配慮、虐待発生要因と関連する課題への支援、養護者支援機関へのつなぎなどを重視して作成します。

②虐待対応計画(案)の作成手順

- 虐待対応計画(案)の作成にあたっては、その専門性を生かすため、地域包括支援センター職員が原案を作成し、市町村担当部署と協議した後に虐待対応ケース会議に提出することが効果的です。

<総合的な対応方針の設定>

- 虐待発生要因が明確化されたら、虐待解消に向けた総合的な対応方針を検討・設定します。
- 高齢者本人の意見・希望、養護者の意見・希望の確認とともに、虐待の解消が直ちに高齢者の安心した生活の確保につながるかどうかについても見極め、必要に応じて安心した生活に向けた環境整備についても対応方針を検討・設定します。

<課題の明確化と優先順位の決定>

- 設定した総合的な対応方針に基づいて、高齢者、養護者、その他の家族、関係者それぞれについて、対応課題を明確化します。

- 対応の優先順位を決定します。優先順位を検討する際には、課題の「緊急性」や「対応方針の実現に向けた段取り」を意識します。

※「1) 総合的な対応方針の設定」と「2) 課題の明確化と優先順位の決定」は、方針と個別の課題を見据えながら、前後して設定(決定)する場合があります。

<課題の解決に向けて必要な対応と目標、対応方法、役割分担の設定>

- 対象者別のそれぞれの課題に対して、必要な対応は何か、対応を行った結果どのような状態になることが望ましいか(目標)、対応方法と役割分担(どこが、何を、どのように対応するか)についても検討します。
- 関係機関への依頼の必要性、依頼する機関についても検討し選定を行います。

<評価日(期限)の設定>

- どのくらいの期間で設定した目標を達成できるかを想定し、あらかじめ評価日(期限)を設定します。
- 設定した評価日(期限)は当該計画を実施するためのものであるため、それよりも前に予想外の事態が起こった場合の対応、連絡体制についてもあらかじめ検討します。

<対応が必要だが現段階では対応困難な課題／今後検討しなければならない事項など>

- 総合的な対応方針と照らし合わせたときに、本来であれば対応が必要であるが、現時点では対応が困難な課題(積み残し課題)が発生した場合には、後できちんと確認・検討することができるよう、留意点として計画に残します。

(4) 虐待対応ケース会議

- 虐待対応ケース会議では、市町村を責任者として、関係機関それぞれの立場に応じた虐待に関する多角的分析が必要です。
- 各関係機関の機能を生かした役割分担をしながら、虐待対応計画を決定していきます。
- 個別の事例に応じて必要不可欠な関係機関を招集し、虐待対応計画を策定することが効果的です。(市町村が、具体的にどの関係機関に声をかけるのか、また対応協議はどのように行うかについて、法は直接には規定していません)
- 「現在対応を行っている機関」に加え、「今後関与を依頼する機関」にも出席を依頼します。
- 策定された虐待対応計画は、関係機関相互に共有し、関係機関が一体となって虐待に対応します。

①出席者

- 虐待対応計画を協議・決定する場である虐待対応ケース会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員によって構成されます。
- 市町村権限の行使について判断が必要となる場合には、市町村担当部署の管理職が会議に出席することが望まれます。

- 虐待対応計画(案)を作成する段階で関与を依頼するとして選定した関係機関に対し、市町村担当部署から出席を依頼します。
- 虐待対応にあたる役割を組織として担ってもらうため、関係機関の承諾を得たうえで虐待対応ケース会議に出席してもらい、可能な限り、各機関の管理職の出席を依頼します。
 - ・高齢者の課題に対応している機関の職員
 - ・養護者支援を行っている機関の職員
 - ・家族への支援を行っている機関の職員

②役割分担

- 市町村担当部署と地域包括支援センターは、虐待対応ケース会議を開催するにあたり、役割を分担します。
 - ※ 高齢者虐待対応の第一義的責任を有するのは市町村であることから、虐待対応ケース会議の開催・招集、会議記録(議論の経過がわかるような議事録)の作成・保管は、市町村担当部署が担います。
- 市町村担当部署……………会議の招集、関係機関への会議の出席依頼、必要な資料の準備、会議記録(議論の経過がわかるような議事録)の作成・保管など
- 地域包括支援センター……………虐待対応計画(案)及び虐待対応計画(帳票類)の作成など

(5) 協議事項

①虐待対応計画(案)についての協議・決定

- 虐待対応ケース会議では、虐待の解消と高齢者が安定して生活を送るための環境を整えるために、事前に作成された虐待対応計画(案)に基づいて、計画内容を協議し決定します。
- 必ず、具体的な役割分担や計画実施の期限を設定します。

②会議記録の作成・共有

- 市町村担当部署と地域包括支援センターが役割を分担して、虐待対応計画を完成させるとともに、議論の経過がわかるような会議記録をまとめます。
- 虐待対応計画を作成したら、役割分担に応じて期日までに計画を実施し、評価を行います。
- 毎回の評価では、アセスメントや虐待対応計画の見直しの必要性があるのか、あるいは現在の計画のもとで継続して対応していくのか、などについて適切に見極めます。

③継続した見守りと予防的な支援

- 市町村の担当職員等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

○ 介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を目的とした対応を行います。

④介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

○ 高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

○ 養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

○ ケアプランを見直し、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ります。

④ 介護技術等の情報提供

○ 養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

⑥専門的な支援

○ 養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていない、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

○ 高齢者あるいは養護者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合には、専門医療機関への受診へつなげて医療的課題を明らかにします。

○ 医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もあるので、高齢者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討します。

○ 養護者からの拒否的な対応は「援助者に対して自分（養護者）を排除しようとする・脅かす存在」としての反応であるので、常に「話し合いの意思」を表明し続けることで対話が可能となります。（ただし、拙速すぎる対応は拒否的になりがちなので注意しましょう。）

○ 援助者が「私たちはあなたのことを助ける存在」というメッセージを投げかけ続けることで養護者が「最終的には助けてもらえるかもしれない」、「その状況から抜け出せるかもしれない」と考えることができます。

（6）成年後見制度

①法的根拠

○ 市町村長は、高齢者虐待防止法に基づき適切に成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立」と呼ぶ。）を行います。（第9条）

○ 高齢者虐待防止法は都道府県や市町村に成年後見制度の周知・普及を義務付けています。（第28条）

②成年後見制度活用の判断

- 市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りることから迅速な申立が可能です。

※

ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立をするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立は行われないことが基本です。

- 成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、市町村長申立を準備します。
- 緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使したりするなど、審判前の保全処分を検討します。

※保全処分にあたっては、

- ①審判開始の蓋然性があること
- ②保全の必要性があること

の二つが要件となります。本案申立書や後見相当であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付して直ちに申立を実施します。

- 虐待事案における市町村長申立にあたっては、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付します。
- 親族が申立に反対した場合でも、高齢者の権利を保護することが優先となります。
- 高齢者虐待において、成年後見制度を活用する具体的な場面として、以下のような状況が想定されます。

【参考】成年後見制度を活用することが想定される状況

- ①経済的虐待等の場面で、高齢者の生活(医療・介護)のための年金等、収入、資産を確保する必要がある場合
- ②介護・世話の放棄・放任や介護拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ③やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ④経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合 など

③成年後見制度活用の実施手順

- 成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、申立の準備に入ります。高齢者虐待対応における成年後見制度利用の場合、市町村長申立が原則となる点が特徴です。
- また緊急性が高い場合は、審判前に本人の財産を保全し、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前に保全処分を検討することが有効です。

成年後見制度を活用する際の留意事項

親族が市町村長申立に反対した場合でも、高齢者本人の権利擁護を優先する

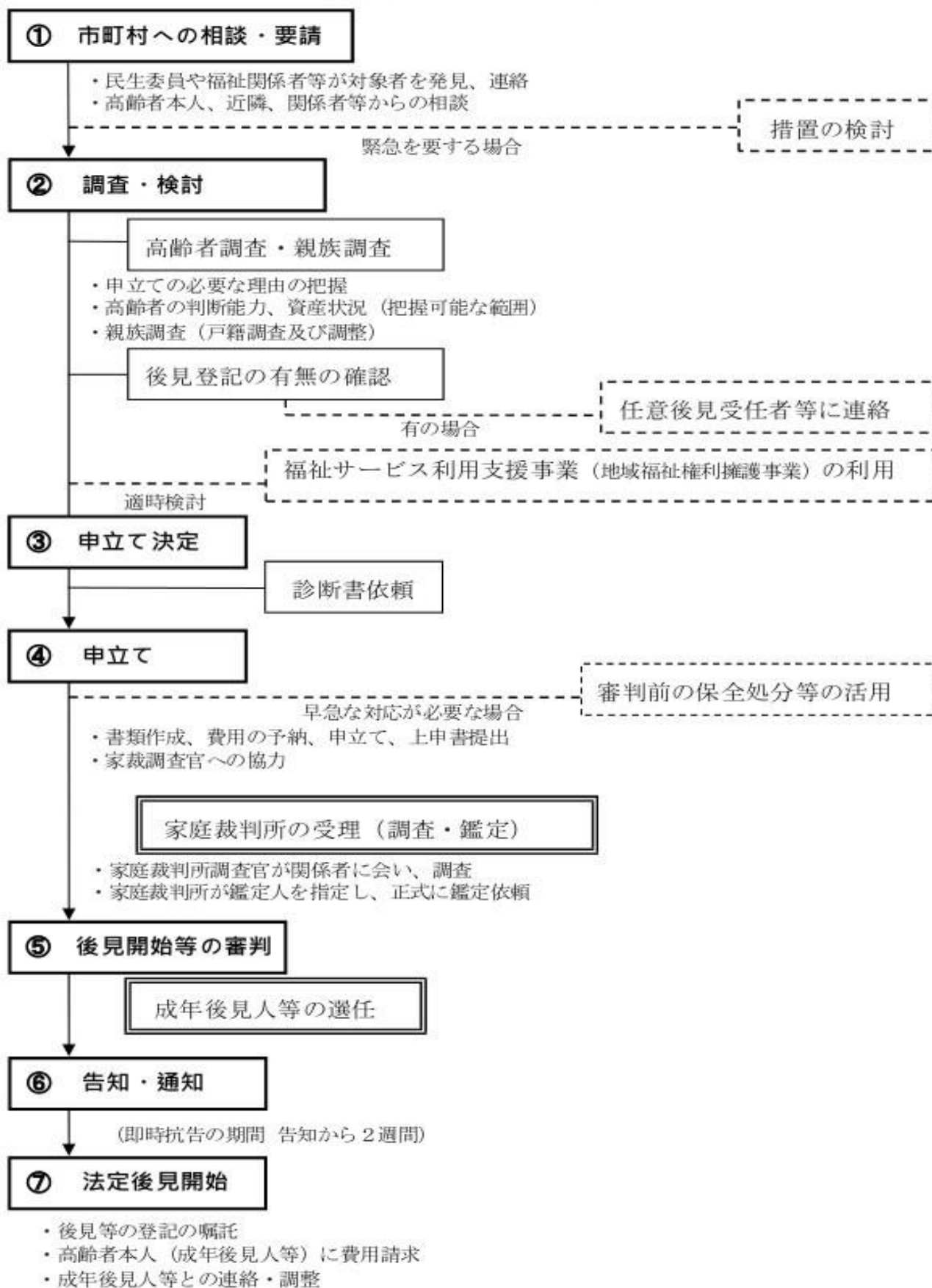
- ・高齢者虐待の場合、2親等内の親族が申立に反対する場合も考えられますが、緊急性がある場合は本人の保護を図るため、市町村長申立をすることが重要です。

財産管理手段を適用させる

- ・年金等の搾取から守るために財産を管理する手段を講じたい場合は、成年後見開始審判の申立とともに、家事審判法上の保全処分として、財産管理者の選任を求め、速やかに財産管理者が年金等を確保する手段を活用することが必要です。

【参考】

＜ 市町村長申立てフローチャート ＞



出典：「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル改訂版（平成18年3月）」（石川県健康福祉部）

(7) 対応段階の評価会議

①対応段階の評価会議の開催

- 虐待対応について責任を持つ市町村は、虐待対応を終結させるまで、高齢者虐待対応協力者との間で、虐待対応計画の実施状況を確認し、虐待状況が解消されたかどうか、対応を終結すべきか、引き続き計画の実施が必要か、改めてアセスメントや計画を見直すかについて、繰り返し協議します。

②対応段階の評価会議の目的、位置付け

- 初動期段階同様、虐待対応計画（初動期段階では「対応方針」）の実施状況の確認や、対応の適切さに関する評価を行います。
- 対応段階の評価会議が初動期段階のものとは異なる点は、常に終結の可能性や具体的な形態について意識する点です。
- それ以外の会議運営、例えば、「出席者」、「協議事項」、「役割分担」の考え方については、「(8)初動期段階の評価会議(56ページ参照)」に準じます。
- コアメンバー会議によって決定した支援方針に従い、取り組むことができたか、課題の解消ができたか、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認し、評価会議にて必要に応じ支援方針の修正を図ります。

③具体的な評価の方法、視点

- 作成した虐待対応計画に即して、実施状況等の確認・評価を行います。
- 具体的には、初動期段階同様、各目標に対する実施状況、確認した事実と日付、目標及び対応方法の変更の必要性の有無とその内容を確認し、虐待発生リスク状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について合議した上で、評価のまとめを行います。

<情報の集約・共有化>

- 状況の確認は、虐待事例の主担当者が訪問する、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行います。
- コアメンバー会議では関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて取り決めをしておきます。

<評価>

- 市町村は、虐待対応の終結まで定期的に虐待対応計画が予定通り実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援計画の見直しなどをコアメンバー会議において繰り返します。

<対応段階における再評価>

- 対応段階における再評価では、支援の調整について、対応の終結を見据えて行い、虐待発生要因のアプローチが適切に行われているかの観点でも評価していきます。

【設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項】

《高齢者》

- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- 対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- 高齢者の意向を確認しているか。
- 高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

《養護者》

- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- 対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- 虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- 養護者の意向を確認しているか。
- 養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- 養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

《その他の家族》

- 他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- 他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

《関係者》

- 関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- 関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

【高齢者虐待対応評価会議記録票】

高齢者虐待対応評価会議記録票				決裁欄(例)			
高齢者本人氏名 _____ 殿		このシートは対応評価会議議事録の役割を果たします		課長	係長	担当者	
計画作成者所属 _____ 地域包括							
計画作成者氏名 _____							
会議目的 _____				出席者 所属: _____ 氏名: _____ 氏名: _____		計画評価: _____回目 記入年月日 _____年 _____月 _____日	
会議日時: _____年 _____月 _____日 _____時 _____分							
課題番号	目標	実施状況(誰がどのように取り組んだか)計画通りの役割分担・対応方法を実施した場合には、□にチェック	確認した事実と日付	目標及び対応方法の評価 目標及び対応方法に変更の場合、()内に記載			
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()			
実施した事実と内容、いつ行ったのか、その結果どうなったのか等を記載します				あくまでも目標に対してどうであったのか、を判断根拠とします。			
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()			
虐待発生リスク状況		虐待種別	判定	高齢者本人の状況(意見・希望)		養護者の状況(意見・希望)	
		1. 身体的虐待	【判定欄に該当番号を記入】 1. 虐待が発生している 2. 虐待の疑いがある 3. 一時的に解消(再発の可能性が残る) 4. 虐待は解消された 5. 虐待は確認されていない			養護者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
		2. 放棄・放任					
		3. 心理的虐待					
		4. 性的虐待					
		5. 経済的虐待					
		6. その他					
新たな対応計画の必要性		評価結果のまとめ(_____年 _____月 _____日現在の状況)				今後の対応	
		1. 虐待対応の終結 _____ 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 _____ 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し _____ 4. その他(_____)				> 1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 _____ > 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 _____ > 3. その他(_____)	

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-2.2(東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)